

32 遺産分割協議において錯誤があった場合

Q

遺産分割協議において錯誤があった場合、その遺産分割協議は無効となるのでしょうか。

A

遺産分割協議についても民法95条本文により錯誤無効となり得ます。

ただし、遺産分割協議が和解契約としての性質を持つ場合、遺産分割の前提ないし基礎として争われていなかった事項につき、要素の錯誤がある場合に限って、錯誤無効を主張することができます。

ポイント

法務	<ul style="list-style-type: none"> ① 遺産分割と錯誤無効 ② 遺産分割協議が和解の性質を持つ場合における錯誤無効の主張の可否 ③ 錯誤無効の成否
登記	<ul style="list-style-type: none"> ④ 既に具備した登記の修正
税務	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 錯誤により遺産分割協議が無効とされた場合における修正申告や更正請求の可否

解説

1 遺産分割と錯誤無効

遺産分割協議も、財産上の契約である以上、相続人各自の意思表示

が合致した結果成立することになります。したがって、民法総則の意思の欠缺に関する規定が適用されることとなります。そして、相続人の1人がした遺産分割協議の意思表示が民法95条本文の規定により錯誤無効とされる場合には、遺産分割協議全体が無効となります。

相続人の1人がした遺産分割協議の意思表示が錯誤により無効とされるためには、意思表示の重要な事項に関する錯誤、すなわち要素の錯誤が必要です(民95本文)。「要素の錯誤」とは、錯誤がなければそのような意思表示を行わなかったといえる程度に重要な事項に関するものでなければなりません。

また、錯誤が重大な過失に基づくときは無効とはなりません(民95ただし書)。

なお、意思表示をする動機に錯誤がある場合は、「動機の錯誤」と呼ばれ、判例上は意思表示の際にその動機が相手方に対して表示され意思表示の内容となっている場合に限り、民法95条本文の錯誤になると解されます(最判昭29・11・26民集8・11・2087)。

加えて、2で後述するとおり、遺産分割協議が錯誤無効となるかどうかを検討する場合、遺産分割協議特有の問題として、遺産分割協議が和解としての性質を持つかどうかを判断する必要があります。

2 遺産分割協議が和解としての性質を持つ場合と錯誤無効の主張の可否

遺産分割協議は、「紛争の存在」、「互譲」、「紛争終結の合意」といった要素を満たすものであることが多く、これらの全ての要件を満たす場合は和解契約としての性質を持つこととなります(民695)。そして、和解契約が締結された場合には後に和解された内容と異なる事実が判明したとしても、争いとなり互譲の対象となった事項に関してはそれがたとえ真実と違ったとしてもそれで紛争を終結させることを合意している以上、真実との間で齟齬があることを理由として錯誤無効を主張することはできなくなります。したがって、遺産分割協議がこのよ

うな和解契約の性質を持つ場合には、後日争いの対象となった事項に錯誤があることが判明したとしても、錯誤無効を主張することはできません。

一方で、和解契約であっても、和解の前提ないし基礎として争点化していなかった事項に錯誤があった場合には、錯誤に関する一般原則が適用されることとなります。したがって、遺産分割協議が和解契約の性質を持つ場合であっても、遺産分割の前提ないし基礎として争われていなかった事項について錯誤があるときには、錯誤無効を主張することができます。

また、ある相続人からの提案をそのまま鵜呑みにして、紛争の存在もなく、また、互譲もないまま遺産分割協議が成立した場合には、このような遺産分割協議は和解契約としての性質を持たないこととなりますから、錯誤無効を主張することができると考えられます。

3 遺産分割協議が錯誤無効とされる例

遺産分割協議が実際に錯誤無効となるか否かは事案ごとに異なるといわざるを得ませんが、実務上紛争化する場合は多いのは、①前提となる法律関係についての錯誤がある場合と、②前提となる遺産の総額や評価について錯誤がある場合であるように見受けられます。いずれも動機の錯誤の分類に属しますが、遺産分割においてはこれらの事項は遺産分割の前提となることが多く、動機が意思表示の内容となっていると判断されることも多いようです。

また、他の相続人から虚偽又は不正確な情報を付与されて錯誤に陥った場合に錯誤無効が認められている事例が目立ちます。

本問の〈参考判例〉では、①に関するものを挙げています。②に関するものについては、【Q33】を参照してください。

4 既に具備した登記の修正

無効な遺産分割協議書に基づいて既に登記をした場合には、その後

の真実の遺産分割協議などによって、抹消登記・更正登記・真正な登記名義の回復などの登記手続をすることになります。

5 修正申告や更正請求の可否

無効な遺産分割に基づく税務申告が済んでいる場合は、新たにやり直した遺産分割に基づいて修正申告あるいは更正の請求をして納税あるいは還付を請求することになります。遺産分割のやり直しによって相続税額の総額に相違がないときは、相続人間で協議の上、精算する方法も考えられます。

<参考判例>

- 特定の土地を相続人3名に分割する旨を定めた遺言（ただし、分筆方法が可能となるほどの特定はされていない。）の存在を相続人らが知らずに、当該土地を1名の相続人の単独所有とする旨の遺産分割協議がなされた場合において、相続人らが当該遺言の存在と内容を知っていれば、特段の事情がない限り、当該遺産分割協議の意思表示をしなかった蓋然性が極めて高く、要素の錯誤がなかったとはいえないとして、錯誤の成否について更に審理を尽くさせるため、当該争点に関する部分につき原判決を破棄し、原審に差し戻した事例（最判平5・12・16判時1489・114）
- 被相続人、被相続人の後妻であった原告、及び被相続人の前妻との間の子である被告との三者間で、被相続人の生前に被相続人死後に被告が原告に対して毎月16万円を給付する代わりに原告は被相続人の相続を放棄する旨を内容とする覚書を締結し、その後、被相続人が死亡してから原告と被告との間で当該覚書に基づいて被相続人の遺産である不動産を取得させることを内容とする遺産分割協議を締結した場合において、当該覚書中の生前の相続放棄合意は無効な合意であり、また、被相続人の死後に原告から被告に対して毎月16万円を給付する合意は相続放棄の代償的意味があり相続放棄合意と対価的な牽連関係を有する合意であったと解するべきであるから、相続放棄合意が無効である以上当該給付合意も無効となるべきであり、そうすると、当該給付合意が有効であり、これに基づき被告から月16万円の給付金が得られるであろうとの錯誤に基づ

いて締結された遺産分割協議には要素の錯誤があり無効であるとされた事例（東京地判平21・2・12（平18(ワ)21044））

- 亡Aと亡Aの死亡後になくなった亡Bの双方の共同相続人である原告らと被告らとの間で亡Aの遺産分割協議の有効性が争われた事案において、原告らは、亡Aの遺産分割協議の際、それに先立ってなされた亡Bの遺産分割に係る遺産分割協議書の内容に相続人全員が同意しており、後日亡Bの遺産分割協議が成立すると信じていたから亡Aの遺産分割協議を成立させたのであって、このような動機は、被告らに対して少なくとも黙示の表示がされていたなどとして、亡Aの遺産分割協議が錯誤により無効であると判断された事例（東京地判平22・12・8（平21(ワ)40730））

（古家野 彰平）

50 被相続人との養子縁組が無効であるとの判決が確定した場合

Q 被相続人の養子が遺産分割協議に参加し、各相続人に対する遺産の分割を全て終了しましたが、その後、養子縁組無効確認訴訟の判決で、養子縁組が無効であったことが確定しました。この場合、どのように対応したらよいでしょうか。

A まず、相続回復請求により表見相続人の取得した財産の取戻しをした上で、原則として、その取戻財産についてのみ再度の遺産分割を行えばよいのですが、事情によっては、全ての遺産について再度の遺産分割が必要になります。

さらに、再度の遺産分割に伴い、登記や税務申告のやり直しが必要になります。

ポイント

法務	<ul style="list-style-type: none"> ① 相続回復請求 ② 表見相続人から取り戻した財産のみの再分割（影響が小さい場合） ③ 再度の遺産分割（影響が大きい場合）
登記	<ul style="list-style-type: none"> ④ 表見相続人からの取戻財産についての所有権移転登記の抹消登記手続 ⑤ 表見相続人からの取戻財産の移転登記（②の場合） ⑥ 相続登記の抹消、新たな相続登記（③の場合）
税務	<ul style="list-style-type: none"> ⑦ 相続税の再計算等

解 説

1 相続回復請求

まず、真正な相続人は、表見相続人すなわち戸籍上相続人たる外観を呈している者に対し相続回復請求（民884）を行い、同人の取得した相続財産を取り戻すことが必要です。

(1) 相続回復請求権の消滅

相続回復請求は、真正な相続人が相続権を侵害された事実を知った時から5年間で時効消滅します（民884前段）。相続権を侵害された事実を知るというのは、単に相続の開始又は表見相続人が相続したことを知ることではなく、自分が真正な相続人であるのに相続から除外されている事実を知ることとされています。本問では、養子縁組を無効とする判決が確定し、自分が真正な相続人であるのに相続から除外された事実を知ることが、これに当たります。

また、相続開始の時から20年間を経過したときには、相続権侵害の事実を知ったか否かに関係なく消滅します（民884後段）。

(2) 相続回復請求権の行使方法

相続回復請求権の行使は、必ずしも訴えの方法によらなくとも、裁判外の請求でも催告として消滅時効中断の効力が認められます。また、調停の方法によることができます。相続回復請求に関する紛争調整は、一般調停事項であり（家事手続244）、調停前置の対象となります（家事手続257①）。

2 表見相続人から取り戻した財産のみの再分割（原則）

表見相続人を加えた遺産分割は、原則として、同人に分割した財産の限度で無効とし、真正相続人がその財産を取り戻して共同相続人間で更に分割すればよく、遺産分割全体を無効とする必要はないと考えられます。

なぜなら、このように考えるのが、遺産分割協議に参加した者の通

常の意思に合致するとみられ、また、遺産分割は、被相続人の集合財産というべき遺産を共同相続人に対し包括的に分割するものであり、分割後にその効力を否定することは、法的安定性や取引安全保護の見地からできるだけ避けるのが望ましいからです。

しかし、後記3のとおり、表見相続人を加えた遺産分割全体が無効と解される場合がありますので、留意が必要です。

3 全ての遺産につき再度の遺産分割が必要となる場合

次に掲げるような場合には、再度の遺産分割を行う必要があります。

(1) 他の相続人の順位に変動がある場合

例えば、被相続人の妻と養子（戸籍上唯一の子）とが遺産分割協議を行った後、養子縁組が無効であることが判明した場合です。この場合は、被相続人に直系尊属あるいは兄弟姉妹が存在すれば、これらの者が後順位で相続人となります。したがって、共同相続人の一部を除外した遺産分割であり無効と解され、全ての遺産を対象に再度の遺産分割を行う必要があります。

(2) 他の相続人の順位に変動がない場合

すなわち、表見相続人の遺産分割への参加が他の者の相続順位に影響を及ぼさない場合です。

この場合、遺産分割全体が無効と解されるか否かは、そもそも遺産分割において、各相続人に対し相続分の価値に相当する財産を得させるという要請だけでなく、各相続人の欲する物を配分し取得させるという要請があることを踏まえ、ケースごとに判断されるものと思われます。遺産分割における後者の要請は、判例（最判昭30・5・31判時53・14）が現物分割を遺産分割の原則的方法としていることから窺われます。

したがって、表見相続人に分割された財産の質と量によっては、後者の要請を重視し再度の遺産分割が必要となります。

また、全遺産の適正かつ合理的な配分の見地から、表見相続人に分

割された財産のみを再分割するのが不適切な場合には、遺産分割全体を再度行う必要があります。具体例としては、細分化がふさわしくない事業用資産が表見相続人に分割されていたようなケースがあります。

また、表見相続人に遺産が分割されており、同人の意見が、協議結果に影響を与えていたり、あるいは他の共同相続人に利用されたなどの事情があるときなどは、遺産分割全体が無効と解され、全ての遺産を対象に再度の遺産分割を行う必要があるとする見解もあります。

4 表見相続人からの取戻財産についての所有権移転登記の抹消登記手続

表見相続人が不動産を取得しており、相続回復請求により同人から不動産を取り戻した場合には、一旦相続を原因として表見相続人に対してなされた所有権移転登記について、抹消登記手続を行う必要があります。登記義務者には表見相続人が、登記権利者には真正な相続人がなりますが、登記権利者が数人いるときでも、そのうちの1人から申請することができます。

なお、表見相続人が不動産を第三者に譲渡した場合には、第三者は、無権利者からの譲受人になります。したがって、第三者は、民法94条2項の類推適用により保護されない限り、所有権を取得できません。

5 表見相続人から取り戻した財産のみの再分割による相続登記

前記2のとおり、表見相続人から取り戻した不動産についてのみ、真正な相続人間で再分割を行った場合には、同不動産を取得した相続人に対し相続を原因とする所有権移転登記を行います。

6 相続登記の抹消、新たな相続登記

前記3のとおり、遺産分割全体が無効となり再度の遺産分割を行った場合には、表見相続人が加わった遺産分割協議により各相続人が取

得した不動産について、一旦なされた相続を原因とする所有権移転登記を全て抹消する必要があります。その上で、再度の遺産分割に基づき、相続を原因とする所有権移転登記を行う必要があります。

7 相続税の再計算

遺産分割協議が無効となり、改めて行った遺産分割の結果が、前の遺産分割と異なる場合には、相続税の計算をやり直し、新たに相続税を負担する者は期限後申告を行い（相税30①）、当初の申告と比較して納付すべき相続税額に不足が生じるのであれば、修正申告をすることになり（相税31）、逆に、当初申告額よりも相続税が少なくなる場合には、後の遺産分割確定時より4か月以内に更正の請求をして、納めすぎた税金の還付を受けることが考えられます（相税32）。

なお、本問と異なり、被相続人との養子縁組の無効確認を求める訴訟が係属したまま遺産分割が完了していない場合には、養子の地位すなわち相続権を争われている相続人は、前記訴訟での判決が確定する前でも、自己の法定相続分の割合に従って相続財産を取得したものとして法定申告期限内に相続税の申告をしなければなりません。その後、養子縁組の無効判決が確定した場合には、同判決が確定したことを知った日の翌日から4か月以内に更正の請求を行うこととなります（相税32①二）。

(川合 清文)

61 不在者財産管理人が遺産分割した後、不在者が出現した場合

Q 被相続人Aが死亡し、共同相続人としては妻と子2名でした。子のうちの1人が行方不明であったため、不在者財産管理人の選任を受けて、不在者財産管理人との間で遺産分割調停が成立しましたが、その後、不在者が出現し、次のような主張をした場合、どうなるでしょうか。

- ① 自分が関与しなかった遺産分割は無効だと主張した場合
- ② 他方の子について特別受益があったと主張した場合
- ③ 不在者財産管理人に落ち度があったと主張した場合
- ④ 不在者財産管理人が保管する記録の開示を求めた場合
- ⑤ 遺産分割調停につき顛末報告書を作成することを求めた場合

A 不在者財産管理人選任審判が既に取り消されているか否かにかかわらず、不在者財産管理人が在任中にした行為の効力が覆ることは原則としてありません。

- ① 不在者財産管理人が家庭裁判所の許可を受けずに遺産分割をした場合はともかく、許可を得て遺産分割をした以上、後日本人が出現しても、そのことのみによって遺産分割が無効となることはありません。
- ② 既に遺産分割が有効に終了している以上、後日特別受益を主張して遺産分割を覆すことは原則としてできません。
- ③ 不在者財産管理人は善良な管理者の注意義務を負いますが、遺産分割に関しては、家庭裁判所の許可を受けて分割行為をしますから、不在者財産管理人が損害賠償義務を負う可能性は極めて低いといえます。
- ④ 不在者財産管理人が保管する記録は、不在者本人の利益のために作成された文書の集積ですから、原則として、不在者本人に開示す

べきでしょう。

- ⑤ 不在者財産管理人には、民法645条は準用されておらず、したがって、不在者本人に対して同条に規定された報告義務を負うことはなく、顛末報告書を作成すべき義務はありません。

ポイント

法務

- ① 不在者財産管理制度と遺産分割の必要性
- ② 不在者財産管理人の善管注意義務の範囲
- ③ 不在者財産管理人の損害賠償義務
- ④ 不在者財産管理人の情報開示義務
- ⑤ 不在者財産管理人の不在者本人に対する報告義務

解説

1 不在者財産管理制度と遺産分割の必要性

不在者財産管理制度は、不在者の財産を管理する者がいないために財産が散逸するなどの損失を防止し、不在者の保護を図るために不在者の財産を保存することが主たる目的ですが、相続人、債権者、その他の利害関係人の保護を図る目的もあります。

すなわち、不在者が相続人資格を有する被相続人が死亡した場合、その遺産分割は、相続人資格を有する者が全員関与して行われなければならないのですが、不在者である以上その者が遺産分割手続に関与することはできませんので、他の相続人を保護するためにも、不在者財産管理制度があるともいえます。

しかし、本来、不在者財産管理人は、民法103条の保存行為のみを行うことができ、その範囲を超える行為をする場合には、家庭裁判所の

許可を受けなければなりません（民28）。逆にいえば、家庭裁判所の許可を受ければ、本人と同様の処分行為もできるということです。許可を受ける前提として、不在者財産管理人は、家庭裁判所の指導監督に服することが制度上要請されています（民27③）。

したがって、不在者財産管理人が遺産分割を行う際には、遺産分割の内容について家庭裁判所の指導監督を受け、最終的には、成立直前の遺産分割協議書あるいは遺産分割調停条項を添付した権限外行為許可審判を受けて初めて、遺産分割行為をなし得るのです。もちろん、権限外行為許可を受けないでした遺産分割は無権代理行為として無効です。

他方、不在者がいないための不都合を回避する手段として不在者財産管理制度を設け、なおかつ家庭裁判所の指導監督及び許可を受けることにより財産の処分行為もすることができるとしている以上、後日不在者本人が帰来したからといって、不在者財産管理人がした行為の効力を否定することになると、そもそも不在者財産管理制度の趣旨が没却されることとなります。

よって、不在者財産管理人が家庭裁判所の許可を得て行った遺産分割協議あるいは調停については、後日不在者が帰来したとの一事をもってその効力を否定することはできないといわねばなりません。

2 不在者財産管理人の善管注意義務と共同相続人の特別受益

不在者財産管理人の権限等について民法は、わずかに数条しか規定を設けていませんが、一種の法定代理あるいは法定委任関係となることに鑑み、家事事件手続法146条6項（旧家事審判法16条）は、「民法第644条、第646条、第647条及び第650条の規定は、家庭裁判所が選任した管理人について準用する。」と規定しています。したがって、不在者財産管理人は、その職務執行に際して、善良な管理者の注意をする義務（善管注意義務）を負います（民644）。

不在者財産管理人が遺産分割を行う場合の目安は、法定相続分を確

保することですが、必ずしも常に確保しなければならないわけではありません。不在者が遺産分割協議等に参加していれば、少なくとも法定相続分程度は取得し得たと認められることが前提となります。つまり、不在者が遺産分割協議等に参加していたとしても不在者に法定相続分程度の財産を取得させる旨の協議などがされたとは窺われない明らかな事情が存在する場合についてまで、不在者の法定相続分を確保すべきとはいえません。例えば、不在者が被相続人から相応の生前贈与を受けていた場合、あるいは不在者が被相続人から法定相続分を上回るような多額の借金をし、これを返済しないまま所在不明となっている場合などが考えられます。もっとも、不在者が生前贈与を受けていても、他の共同相続人にも生前贈与等があり特別受益の主張をなし得る場合には、不在者財産管理人としても、その主張をすべきところではあります。

ただし、生前贈与などの事実は、過去何十年にも遡る調査によって初めて明らかにし得ることであって、しかも、通常の遺産分割手続においても明確な証拠がなければ特別受益の主張は認められません。相続人本人が関与した遺産分割手続においてすら特別受益の主張が認められるのは、せいぜい1割程度であることに鑑みれば、相当な範囲での調査をしても共同相続人の特別受益に関する明確な証拠を確保できない場合には、むしろ特別受益の主張にかかわるべきではないといえます。

不在者本人ならば知り得て、なおかつ明確な証拠が出せた場合であっても、善良な管理者としての注意を尽くしても知り得ない場合には、共同相続人について特別受益の主張をしなかったとしても、やむを得ないところです。

なお、遺産分割協議あるいは調停が成立し、遺産分割手続が終了した以上、その後に特別受益を主張しても、法的にはその特別受益を主張できる手続はありません。ちなみに、最高裁は、「ある財産が特別受益財産に当たるかどうかは、遺産分割申立事件、遺留分減殺請求に関

する訴訟など具体的な相続分又は遺留分の確定を必要とする審判事件又は訴訟事件における前提問題として審理判断されるのであり、右のような事件を離れて、その点のみを別個独立に判決によって確認する必要もない。」(最判平7・3・7判時1562・50)としていますので、遺産分割が終了し、それが有効である以上、特別受益の主張はできません。ただし、後日においても、共同相続人の特別受益額が余りにも大きく、かつ明確に立証し得る証拠がある場合には、錯誤などを理由として遺産分割協議あるいは遺産分割調停の無効を主張する余地はあり得るところです(【Q32】参照)。

3 不在者財産管理人の義務と損害賠償責任

共同相続人の特別受益については、善良な管理者として相当な注意をして調査すれば足り、過去に遡って徹底的な調査をすべき義務まではありません。

しかしながら、善良な管理者として相当な注意をすれば容易に明確な証拠を収集し得たにもかかわらず、その注意を怠ったがために明確な証拠を収集できないまま共同相続人の特別受益を主張せずに遺産分割手続を終了させてしまった場合については、明確な規定がありませんが、民法644条に善良な管理者の注意をもって委任事務を処理すべきものとされている以上、受任者は善管注意義務違反について損害賠償責任を免れないところです。

したがって、問題は、善良な管理者としての注意義務を怠ったといえるか否かの具体的事案における判断ですが、前記2のとおり、そもそも特別受益の主張が認められるか否かについては、必ずしも容易に認められるわけではないことに鑑みれば、そもそも特別受益に該当するか否か、該当するとしてもその事実関係を明確に立証する資料が存在するか否か、その立証資料を収集するについてどのような善管注意義務が認められるか、現実の事務処理が善管注意義務を尽くしたものといえるかなどを具体的事例に即して検討することになるでしょう。

局面は異なりますが、不在者について特別受益があると主張されている場合も問題となります。

この点、不在者財産管理人が後日の損害賠償請求を恐れて、一切の特別受益の主張を否認することにこだわり続けると、多くの場合は遺産分割審判を待たねばならないことになり、共同相続人全員に時間と労力の負担を強いることになりかねませんし、遺産分割を担当する裁判所としても多大な負担を負うこととなります。

不在者について特別受益を認めるか否かについては、当然のことながらまずは他の共同相続人からの主張立証の内容を検討し、特別受益に関する判例理論や実務に照らして認められないものについては否認し、認められるものについては認めるという事務処理がなされるべきところでは。

もっとも、不在者財産管理人は、家庭裁判所の指導監督を受けながら事務処理するものであって、最終的には遺産分割協議書あるいは遺産分割調停条項案を添付して権限外行為許可申請をし、それが許可されて初めて遺産分割を成立させることとなりますので、権限外行為許可がなされたということは、不在者財産管理人としての善管注意義務を尽くしたと判断されたことが推認されるといえます。

4 不在者財産管理人の情報開示義務

不在者財産管理人は、一種の法定代理あるいは法定委任関係に基づき不在者の財産に関する事務処理をする際に、種々の文書を作成し、それを記録として保管すべきところですが、これらの文書あるいは記録は、不在者の利益のために作成されたものですから、後日不在者が帰来して、不在者財産管理人に対して、これら事務処理のために作成された文書あるいは記録の開示を求めた場合には、原則として、裁判所への報告書類も含めて全部開示すべきものと考えます。もっとも、その費用については、不在者自身が負担すべきものでしょう。

家事事件手続法47条は、家庭裁判所における記録の閲覧等に関する

規定ですが、裁判所の記録についてすら、同条4項の例外的な場合を除いて原則として記録閲覧請求を許可しなければならないと規定していますので(家事手続47③)、不在者本人からの開示請求については、原則として全部の情報を開示すべきといえます。

開示の具体的な方法としては、不在者本人が閲覧のみを希望するか謄写まで希望するかによりますが、謄写を希望した場合にそれを拒否すると開示義務を尽くしたとはいえないものと考えます。自らの事務処理に違法不当な行為がないことを明らかにする意味でも、むしろ積極的に謄写記録を交付すべきものと考えます。

5 不在者財産管理人の不在者本人に対する報告義務

民法上の委任契約の受任者には、委任者に対する報告義務がありますが(民645)、不在者財産管理人は、法定代理あるいは法定委任関係ではあっても、不在者本人との間で委任契約を締結したわけではありませので、後日不在者が帰来た場合においても、不在者本人に対して直接報告義務を負うわけではありません。家事事件手続法146条6項において、不在者財産管理人などに民法の委任に関する規定を準用することが定められていますが、わざわざ民法645条は除外されています。

それは、他方で、不在者財産管理人には、選任した家庭裁判所の指導監督に服することが制度上要請されており、家庭裁判所としても、管理人に対して、不在者の財産の保存に必要と認める処分を命ずることができるものとされ(民27③)、家事事件手続法146条2項において、家庭裁判所は、不在者財産管理人に対して、「財産の状況の報告及び管理の計算を命ずることができる。」と規定されており、実務的には、家庭裁判所は、かなり厳格な報告を求めているからです。

つまり、不在者財産管理人としては、選任した家庭裁判所に対して報告すれば足り、敢えて不在者本人に報告する義務はないということになります。

ちなみに、民法645条の「受任者の報告義務」に関連する裁判例として、「受任者として、会計報告の義務ある者が、収支の状況などを一応明らかにした会計報告書を提出した以上は、その内容に脱漏や不実の記載があっても、受任者の報告義務は一応履行されたとみるべきである。ただし、この報告は、受任者として善管注意をもって事務を処理したか否かを明らかにし、その責任の存否を判断する資料を委任者に提供すれば足りるからである」（東京地判昭30・4・11判時55・14）と判示したものがありますので、前記4において検討したとおり、不在者財産管理人が保管する記録（裁判所への報告書類を含みます。）を謄写して交付した場合には、それ以上に別途、不在者本人宛の顛末報告書などを作成する義務はないといえます。

（藤井 伸介）